

✖ 和歌山市税がスマートフォン決済アプリで ✖
✖ 納付できるようになりました! ✖

★利用開始日

令和3年4月1日～

★ご利用可能な決済アプリ

PayB、PayPay、LINE Pay 請求書支払い、支払秘書

★対象税目

市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）

※その他納税課発行のバーコードが印字されている納付書

★注意事項（詳細はHP 番号：1033405 にて）

- ・バーコードの印字がないもの（1枚あたりの金額が30万円を超える納付書は印字されません）、バーコードが読み取れないもの（汚損、破損等）、納期限を過ぎたもの、金額を訂正したものはお取り扱いできません。
- ・スマートフォン決済アプリで行った決済は取り消すことができません。
- ・スマートフォン決済アプリで納付した納付書は領収印が押されません。金融機関窓口、コンビニエンスストア、別のスマートフォン決済アプリで重複納付しないようお願いします。
- ・納税課窓口、金融機関窓口、コンビニエンスストアなどでスマートフォン決済アプリを提示して納付することはできません。
- ・スマートフォン決済アプリで納付された場合、領収証書及び軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）は発行されません。すぐに必要な方は、金融機関窓口またはコンビニエンスストアで納付をお願いします。また市税の納税証明書は発行に1～2週間かかりますのでご注意ください。



お問合せ先
和歌山市役所
財政局税務部納税課
TEL : 073-435-1038